

昭和三十一年法律第百十八号

売春防止法

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 刑事処分(第五条―第十六条)
- 第三章 補導処分(第十七条―第三十三条)
- 第四章 保護更生(第三十四条―第四十条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分

(勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

一人を売春の相手方となるように勧誘すること。

- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができ、第七條第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

(刑の執行猶予の特例)

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十五条第二項ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

第三章 補導処分

(補導処分)

第十七条 第五条の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその刑の全部の執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

2 補導処分に付された者は、婦人補導院に收容し、その更生のために必要な補導を行う。

(補導処分の期間)

第十八条 補導処分の期間は、六月とする。

(保護観察との関係)

第十九条 第五条の罪のみを犯した者を補導処分に付するときは、刑法第二十五条の第二項の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された者についても、同様とする。

(補導処分の言渡)

第二十条 裁判所は、補導処分に付するときは、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

(勾留状の効力)

第二十一条 補導処分に付する旨の判決の宣告があつたときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第三百四十三條から第三百四十五条までの規定を適用しない。

(收容)

第二十二条 補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、收容のため必要があるときは、検察官は、收容状を發することができ、收容状には、補導処分の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、收容すべき婦人補導院その他收容に必要な事項を記載し、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならぬ。

3 收容状は、検察官の指揮によつて、検察事務官、警察官又は婦人補導院の長若しくはその指名する婦人補導院の職員若しくは刑事施設の長若しくはその指名する刑事施設の職員が執行する。收容状を執行したときは、これに執行の日時、場所その他必要な事項を記載しなければならない。

4 收容状については、刑事訴訟法第七十一条、第七十三条第一項及び第三項並びに第七十四条の規定を準用する。

5 收容状によつて身体の拘束を受けた日数は、補導処分の期間に算入する。

6 検察官は、收容状を發したときは、補導処分に付する旨の裁判の執行を指揮することを要しない。

(補導処分の競合)

第二十三条 補導処分に付する旨の二以上の裁判が同時に又は時を異にして確定した場合において、二以上の確定裁判があることとなつた日以後に一の補導処分について執行(執行以外の身体の拘束での日数が補導処分の期間に算入されるものを含む。)が行われたときは、その日数は、他の補導処分の期間に算入する。

(生活環境の調整)

第二十四条 保護観察所の長は、婦人補導院に收容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

2 前項の規定による措置については、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十一条第一項及び第八十二条第二項から第四項までの規定を適用する。

定を準用する。この場合において、同項において準用する同法第三十六條第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院」とあるのは、「婦人補導院」と読み替えるものとする。（仮退院を許す処分）

第二十五条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、補導処分付された者について、相当と認めるときは、決定をもつて、仮退院を許すことができる。

2 婦人補導院の長は、補導処分付された者が収容されたときは、速やかに、その旨を地方委員会に通告しなければならぬ。

3 婦人補導院の長は、補導処分の執行のため收容している者について、仮退院を許すのを相当と認めるときは、地方委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならぬ。

4 第一項の仮退院については、更生保護法第三條、第三十五條から第三十七條まで及び第三十九條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同法第三條中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に關する心情、被害者等の置かれてゐる状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第三十五條第一項中「前条」とあるのは「売春防止法第二十五條第三項」と、同法第三十九條第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同法第三十六條第二項中「刑事施設（労役場に留置された場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院」と、同法第三十七條第二項中「第八十二條第一項」とあるのは「売春防止法第二十四條第一項」と、同法第三十九條第三項中「第五十一條第二項第五号」とあるのは「売春防止法第二十六條第二項において準用する第五十一條第二項第五号」と、「第八十二條第一項」とあるのは「同法第二十四條第一項」と、同法第四項中「第一項」とあるのは「売春防止法第二十五條第一項」と、「刑事施設」とあるのは「婦人補導院」と読み替えるものとする。

（仮退院中の保護観察）
第二十六條 仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。
2 前項の保護観察については、更生保護法第三條、第四十九條第一項及び第三項、第五十條第一項、第五十一條、第五十二條第二項及び第三項、第五十三條第二項及び第三項、第五十四條第二項、第五十五條、第五十六條、第五十七條第一項（第五号に係る部分を除く。）及び第二項から第五項まで、第五十八條、第六十條から第六十四條まで並びに第六十五條の二から第六十五條の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第三條中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に關する心情、被害者等の置かれてゐる状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第四十九條第一項中「第五十七條及び」とあるのは「売春防止法第二十六條第二項において準用する第五十七條第一項（第五号に係る部分を除く。）及び第二項から第五項まで並びに」と、同法第五十條第一項第二号ハ中「被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとつた行動の状況その他」とあるのは「その他」と、同項第三号中「第三十九條第三項（第四十二條において準用する場合を含む。）又は第七十八條の二第一項において準用する第六十八條の七第一項」とあり、及び同項第四号中「第三十九條第三項（第四十二條及び第四十七條の三において準用する場合を含む。）又は第六十八條の七第一項（第七十八條の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「売春防止法第二十五條第四項において準用する第三十九條第三項」と、同法第五十一條第二項中「次条に定める場合を除き、第五十二條」とあるのは「第五十二條」と、「第七十二條第一項及び第七十三條の二第一項、刑法第二十六條の二、第二十七條の五及び第二十九條第二項並びに少年法第二十六條の四第一項及び第六十六條第一項」とあるのは「売春防止法第二十七條第一項」と、同法第五十二條第三項中

「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは「仮退院」と、同法第五十四條第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十九條第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため收容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の執行を受けることになつたこと（その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつたこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一條若しくは第四十七條の二の決定若しくは收容可能期間の満了により保護処分の執行のため收容している者を釈放するとき」とあるのは「売春防止法第二十五條第一項の決定により、補導処分の執行のため收容している者若しくは禁錮の刑の執行のため收容している者について第三十九條第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終り、若しくはその執行を受けることがなくなつたことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため收容している者について第四十一條の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七條の二の決定若しくは收容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは「補導処分の執行のため收容している者について、売春防止法第二十五條第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」と、同法第六十三條第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同法第八項ただし書中「第六十八條の三第一項、第七十三條第一項、第七十三條の四第一項、第七十六條第一項又は第八十條第一項」とあるのは「売春防止法第二十七條第二項において準用する第七十三條第一項」と、同法第九項中「第七十一條

の規定による申請、第七十三條の二第一項の決定又は第七十五條第一項の決定」とあるのは「売春防止法第二十七條第一項の決定」と、同法第六十五條の三第一項中「第五十七條第一項」とあるのは「売春防止法第二十六條第二項において準用する第五十七條第一項（第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。（仮退院の取消し）
第二十七條 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、仮退院中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたと認めるときは、決定をもつて、仮退院を取り消すことができる。
2 更生保護法第三條の規定は前項の規定による仮退院の取消しについて、同法第六十八條の三第四項の規定はこの項において準用する同法第七十三條第一項の規定による留置について、同法第七十三條（第四項を除く。）の規定は仮退院中の者について前項の申出がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三條中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に關する心情、被害者等の置かれてゐる状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第七十三條第一項中「第六十三條第二項又は第三項」とあるのは「売春防止法第二十六條第二項において準用する第六十三條第二項又は第三項」と、「同條の規定による申請」とあるのは「同法第二十七條第一項の決定」と、「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同法第三項中「第七十一條の規定による申請」とあるのは「売春防止法第二十七條第一項の決定」と読み替えるものとする。

3 仮退院中の者が前項において準用する更生保護法第七十三條第一項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、補導処分の期間に算入する。
4 仮退院が取り消されたときは、檢察官は、收容のため再收容状を發することができぬ。
5 再收容状には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、收容すべき婦人補導院その他收容に必要な事項を記載しなければならない。
6 再收容状については、第二十二條第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、再收容

状の執行は、同条第三項に規定する者のほか、保護観察官もすることができる。

(行政手続法の適用除外)

第二十七条の二 第二十四条から前条までの規定及び第二十九条において準用する更生保護法の規定による処分及び行政指導については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章から第四章の二までの規定は、適用しない。

(審査請求)

第二十八条 この法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてした処分不服がある者は、中央更生保護審査会に対し、審査請求をすることができ

2 前項の審査請求については更生保護法第九十三條から第九十五條までの規定を、同項に規定する処分の取消しの訴えについては同法第九十六條の規定を準用する。この場合において、同法第九十三條第一項中「少年院に」とあるのは「少年院若しくは婦人補導院に」と、同条中「又は少年院の長」とあるのは「少年院の長又は婦人補導院の長」と、同法第九十五條中「六十日」とあるのは「三十日」と読み替えるものとする。

(更生保護法の準用)

第二十九条 更生保護法第九十六條の二第一項の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定による地方委員会又は保護観察所の長の処分又はその不作為についての審査請求について、更生保護法第九十七條の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてすることとされる処分に係る審理及び決定に関する記録について、更生保護法第九十八條第一項の規定は第二十六條第二項において準用する同法第六十一條第二項の規定による委託及び第二十六條第二項において準用する同法第六十二条第二項の規定による応急の救護に要した費用について、それぞれ準用する。

(仮退院の効果)

第三十条 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終つたものとする。

(更生緊急保護等)

第三十一条 婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終つたものとされた者については、更生保護法第八十五

条第一項第一号に掲げる者とみなし、同条から同法第八十七條まで並びに同法第八十八條の二及び第九十八條の規定を適用する。この場合において、同法第八十五條第一項及び第四項並びに第八十六條第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「補導処分」と、同条第一項及び第二項中「收容中の者」とあるのは「婦人補導院に收容中の者」と、同項中「検察官、刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同条第三項中「刑事上の手続に關した検察官又はその者が收容されていた刑事施設(労務場に留置されていた場合には、当該労務場が附置された刑事施設)の長若しくは少年院の長」とあるのは「が收容されていた婦人補導院の長」と、同項ただし書中「仮釈放の期間の満了によつて前条第一項第一号に該当した者又は仮退院の終了により同項第九号に該当した者」とあるのは「売春防止法第三十條の規定により補導処分の執行を受け終つたものとされた者」とする。

(執行猶予期間の短縮)

第三十二条 婦人補導院から退院した者及び第三十條の規定により補導処分の執行を受け終つたとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終つたとされた時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 第五條の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、補導処分が付された者については、刑法第五十四條第一項の規定により第五條の罪の刑によつて処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

(補導処分の失効)

第三十三条 刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失つたとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失う。

第四章 保護更生

(婦人相談所)

第三十四条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、婦人相談所を設置することができる。

3 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

4 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

5 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関する必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

第三十五条 都道府県知事(婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八條第一項第二号において同じ。)は、社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つてゐる者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

2 市長(婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。)は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つてゐる者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

(婦人保護施設)

第三十六条 都道府県は、要保護女子を收容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

(婦人相談所長による報告等)

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十三條第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村(特別区を含む。)の長に報告し、又は通知しなければならない。

(民生委員等の協力)

第三十七条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、保護司法(昭和二十五年法律第二十四号)に定める保護司、更生保護事業法

(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員は、この法律の施行に關し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第三十八条 都道府県(婦人相談所を設置する指定都市を含む。第四十條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、次に掲げる費用(婦人相談所を設置する指定都市にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 婦人相談所に要する費用(第五号に掲げる費用を除く。)

二 都道府県知事の委嘱する婦人相談員に要する費用

三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用

四 都道府県の行う收容保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市(婦人相談所を設置する指定都市を除く。第四十條第二項第二号において同じ。)は、その長が委嘱する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

第三十九条 都道府県は、社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第四十条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第三十八條第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第五号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第三十八條第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第二号及び第四号に掲げるもの(婦人相談所を設置する指定都市にあつては、同項第二号に掲げるものに限る。)

二 市が第三十八條第二項の規定により支弁した費用

附則

第百六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第百六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるものと及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る）、第千三百五十五條、第千三百六十六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成二十三年三月三〇日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方財政法等の一部改正に伴う経過措置）
第四条 第三条の規定（附則第一条ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の地方

財政法の規定、附則第八條の規定による改正後の地域保健法（昭和二十二年法律第百一十号）の規定、附則第十一條の規定による改正後の産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の規定及び附則第十四條の規定による改正

後の売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の規定は、平成十三年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成二十二年以前年度の事務における事務又は事業の実施により平成十三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成十二年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）について適用し、平成十二年以前年度の事務又は事業の実施により平成十三年度以降の年度に支出される国の負担、平成十二年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成十二年以前年度の歳出予算に係る国の負担については、なお従前の例による。

附則（平成一四年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年五月二九日法律第四六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年四月一日法律第二五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置）
第六条 この法律の規定（第一条を除く。）による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前に行われた第五条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）附則第六項及び第七項の規定による国の貸付けについては、旧売春防止法附則第八項から第十二項までの規定は、この法律

の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧売春防止法附則第八項中「前二項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号）第五条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）附則第六項及び第七項」と、旧売春防止法附則第九項中「附則第六項及び第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項及び第七項」と、旧売春防止法附則第十項中「附則第六項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項」と、旧売春防止法附則第十一項中「附則第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第七項」と、「第四十條第二項又は第三項」とあるのは「旧売春防止法附則第十二項中「附則第六項又は第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項又は第七項」とする。

附則（平成一七年五月二五日法律第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年六月二五日法律第八八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六條、第十九條、第二十條及び第二十四條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二五年六月一九日法律第四九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年六月四日法律第五一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）
第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）
第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一条中少年鑑別所法第三百三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

（罰則に関する経過措置）

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。